

■現状と課題

- 生活習慣病による内部障がい等を防止するため、生活習慣の改善、疾病の予防や早期発見、適切な指導や治療を促すための施策展開が必要です。また、健康についての個別相談や、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実が求められています。
- ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションが、地域においても継続して受けられる体制を整備する必要があります。
- 障がいのある人の口腔の健康とQOL（生活の質）の向上を図るうえで、歯科保健医療を充実する必要があります。
- 本市における医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者は増加傾向にあり、障がいがあっても地域で生活できる支援体制の整備、特に在宅で生活している重症心身障がい児・者の介護を行う家族の負担軽減、親の高齢化や親亡き後も引き続き地域で生活できるようにしていくことが求められています。また、重症心身障がい児・者及びその家族が地域で安全・安心に生活していくことができるよう、重症心身障がい児・者への総合的な支援体制の整備及び地域生活支援策の更なる充実について検討する必要があります。
- 平成25年4月に新たに障がいのある人の範囲に加わった難病患者への支援の拡充と、難病に対する理解促進の取り組みが求められています。
- 多様化する精神科医療へのニーズに対応するため、精神科医療機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要があります。
- うつ病をはじめ、アルコール・薬物等の依存症や高次脳機能障がい、また、思春期・青年期の「ひきこもり」等の心の健康に関連する問題も増えており、様々な相談に対する支援の充実が望まれています。
- 発達障がいの早期発見と、療育体制の整備が望まれます。
- 自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患の影響も明らかにされており、自殺予防の観点からの事業の充実も必要です。

■施策の方向性

1 保健活動の推進

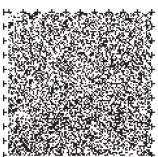
障がいの原因となる疾病の予防等に取り組みます。

2 医療・リハビリテーション体制の整備

必要とされる医療やリハビリテーションを適切に受けられる環境の整備に努めます。

3 難病患者への支援

- ・ 難病に対する理解を深めるための取り組みや、患者同士が情報交換を行う機会の提供に努めます。
- ・ 関係機関との連携による支援体制を整備するとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。



4 精神保健・医療施策の推進

保健、医療、福祉に係る関係機関が連携し、様々な精神障がいに関する相談に対応するなど、精神保健福祉サービスの充実を図るとともに、ひきこもりや発達障がい等への専門的な支援の充実に努めます。

■具体的な取り組み

3-1 保健活動の推進

① 疾病の予防

育児教室、育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。

② 早期発見・適切な対応

乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

3-2 医療・リハビリテーション体制の整備

① 重症心身障がい^{※16}児・者の支援の充実

・短期入所の充実

自宅中心で医療的ケアが必要な方が、地域生活を営んでいくために、レスパイトケア^{※17}の充実を図ります。

・指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保

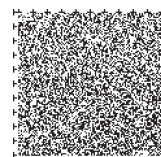
乳幼児期において療育、リハビリテーションは、障がいの軽減や二次障がいの予防などの観点から大変重要です。NICU退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。

・重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備

医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、児から者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。

※16「重症心身障がい」…重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態をいう。本市の重症心身障がい児・者は449人（18歳未満：168人、18歳以上：281人）。人数はH25.7.22現在。身体障害者手帳（肢体不自由に限る）1級又は2級と、療育手帳A1又はA2のいずれの手帳も所持する人の合計。

※17「レスパイトケア」…障がいのある人を支える家族を一時的に、一定の期間、その介護から解放することにより、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。



・障がいの重度化・高齢化及び親亡き後も踏まえた居住支援

親亡き後の生活という中長期的な視点も踏まえ、グループホームや障害者支援施設などよりよい居住支援のあり方について検討します。

・行動障がいのある人に対する支援

在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。

・総合的な支援体制の確保

重症心身障がい児・者の支援にあたっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、医療・保健・福祉サービスを必要とする障がい児・者に、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。

② 医療費の助成

障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。（育成医療費助成、更生医療費助成、重度心身障害者医療費助成、精神通院医療費助成）

③ 地域リハビリテーションサービスの充実

熊本市障害者福祉センター（希望荘）などを活用し、関係機関が連携をとりながら、適切な地域リハビリテーションサービスの提供を行います。

④ 歯科保健医療の推進

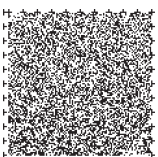
歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で未就学児等を対象に、むし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。

また、親の会等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。

歯科医療については、障がいのある人が安心して診療を受けることができる歯科医療機関の情報提供を行うとともに、医療機関や熊本県口腔保健センター、市歯科医師会との連携強化を図り、歯科保健医療体制を充実します。

⑤ 二次障がいの予防

一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境について、正しい知識の普及に努めます。



3-3 難病患者への支援

① 難病対策の推進

難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定に伴い、県と連携して支援体制を整備するとともに、専門医療機関やかかりつけ医、地域の関係機関（者）、熊本県難病相談支援センター等との連携を図ります。

また、難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、難病の医療相談会等の開催を行います。

② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援

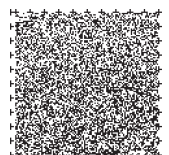
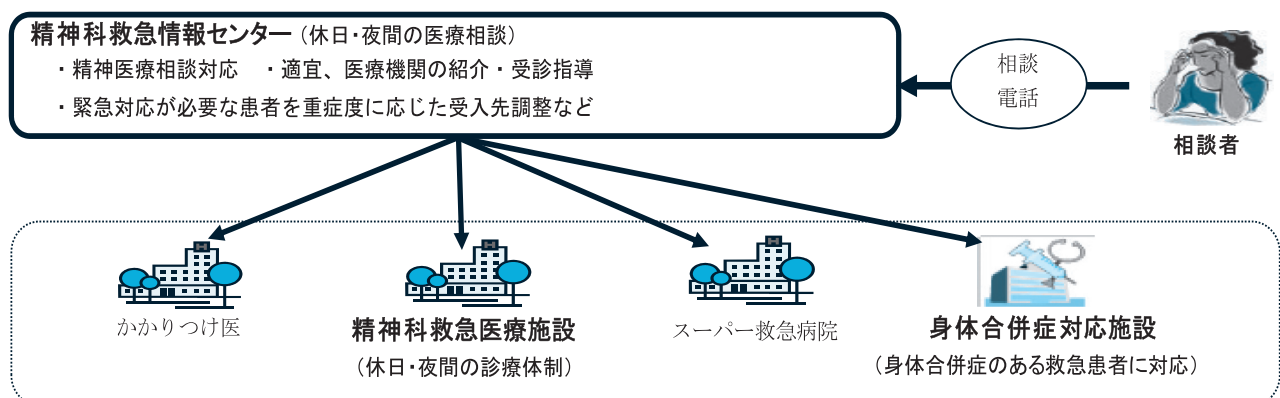
難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮しながら、適切な利用を支援します。

3-4 精神保健・医療施策の推進

① 精神科医療機関等との連携の強化

緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、更には、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や地域活動支援センター等との連携による支援の充実を図ります。

■精神科救急体制整備事業 体系図■



② 相談支援体制

区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・相談支援事業所等における相談体制の充実に努めます。

③ 依存症の対策

「アルコール健康障害対策基本法」施行等に伴う啓発や依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）に係る相談体制の充実、更には、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。

④ ひきこもりへの対策

思春期・青年期における不登校や社会的ひきこもりの対策として、熊本市ひきこもり支援センター「りんく」（H26.10月開設）を核に、電話・来所・訪問相談や関係機関との連携を行い、相談体制の整備・充実を図ります。

⑤ 高次脳機能障がいへの対応

高次脳機能障がいの相談を受けるとともに、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、専門相談への対応を図ります。

⑥ 発達障がいへの対応

発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。

⑦ 自殺予防への対策

「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、自殺予防週間^{※18}等を活用した啓発事業の実施、ゲートキーパー^{※19}養成等の人材育成事業や自死遺族支援、更には「熊本市自殺対策連絡協議会」の実施等による連携した取り組みを推進します。

⑧ 認知機能リハビリテーションの実施

「統合失調症の認知機能リハビリテーション」を取り入れた就労準備デイケアを行うとともに、関係機関との連携を図り、精神障がい者の社会復帰支援体制を充実します。

※18「自殺予防週間」…期間中における集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解の促進を図ることを目的として設定されたもの。（期間は9月10日から9月16日の1週間）

※19「ゲートキーパー」…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

